

上茨垂地区地区計画（抜粋）

<p>区域の整備、開発及び保全の方針</p>	<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は、足利市中心部より南東約4km に位置し、一般国道 50 号及び一般県道佐野・太田線に隣接した流通系土地利用に適した地区である。</p> <p>本地区計画は、産業振興及び就業機会の拡大等に資するため、高度に整備された交通インフラを活用した流通系業務施設等の集積を図るとともに周辺環境と調和した良好な市街地の形成を目標とする。</p>		
	<p>地区整備計画</p>	<p>建築物等の制限に関する事項</p>	<p>地区の名称</p>	<p>A 地区</p>
<p>建築物等の用途の制限</p>		<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</li> <li>2. マーシャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>3. ホテル又は旅館</li> <li>4. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>5. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</li> <li>6. 学校</li> <li>7. 幼保連携型認定こども園</li> <li>8. 病院</li> <li>9. 店舗、飲食店、展示場、遊技場（マーシャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものを除く）に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が 10,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>10. 畜舎</li> </ol>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マーシャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>2. 建築基準法別表第 2 (と) 項第 3 号及び(ぬ) 項第 3 号に掲げるもの</li> <li>3. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>4. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</li> <li>5. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>6. 自動車庫で床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの又は 3 階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので建築基準法施行令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く）</li> <li>7. 倉庫業を営む倉庫</li> <li>8. 店舗、飲食店、展示場、遊技場（マーシャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものを除く）に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が 10,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>9. 畜舎</li> </ol>	

地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	地区の名称	A 地区	B 地区
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m <sup>2</sup>	
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、できるだけ原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。</p> <p>2. 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。</p>	
		かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさくの構造は、生け垣、フェンス又は鉄さく等透視可能なものとし、コンクリートブロック及びこれに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、敷地地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分についてはこの限りではない。</p>	